



飯盛霊園 申込のご案内

墓所使用者募集

受付方法

組合事務所窓口での先着順受付（郵送受付はいたしません）

※ただし、9:00までに複数の方がお越しの場合は、抽選を実施します。

受付日時

9:00～17:30（土・日・祝 年末年始も受付しています）

もくじ	ページ
申込についての注意事項	2
申込資格と選定墓所の範囲	2
申込方法	3
申込必要書類	3
使用料等のお支払方法、使用許可	3～4
墓所の位置・配置等	4
「墓所使用許可申請書」・「申込の事情等について」の記入例	5～6
ご使用の注意事項	7～10
その他	11
合葬墓「虹の丘」への改葬制度について	11
飯盛霊園条例、施行規則（抜粋）	11～13

【お問い合わせ先】 飯盛霊園組合管理課 TEL (0743)78-1195

申込についての注意事項

- 1 申込は必ず祭祀を主宰する方の名義で申込してください。
 祭祀を主宰する方以外の名義で申込されますと、墓碑の建立や納骨手続ができないなどの問題が発生し、適正な墓所使用ができなくなります。
 将来紛争の種になる場合もあり、事情によっては不正使用として使用許可の取消や、「過料」を科されるなどの罰則規定（飯盛霊園条例第13条・第23条）もありますので、申込名義については十分ご検討のうえ申込してください。
 ※「祭祀を主宰する」とは、故人のご遺骨を守り、故人の祭日（命日等）に中心となって祭事（法事等）を行う方のことです。
- 2 墓所使用权の共有はできません。
- 3 墓所使用权の譲渡、贈与、売買、祭祀を承継されない方への名義の書替はできません。
- 4 既に当霊園で墓所を使用されている方は申込できません。
 ただし、現在使用されている墓所の返還を前提に申込することはできますので、申込の際、組合にご相談下さい。
- 5 夫婦や親子の間柄であっても、同一目的で複数申込はできません。
 複数申込をされた場合は、すべての申込が無効となります。
- 6 関係市に住所を有する資格でお申込された方が、許可日までに関係市外に転出された場合は資格条件が変わるため申込が無効となる場合があります。

申込資格と選定墓所の範囲

区分 \ 資格	関係市 (居住2年以上)	関係市 (居住2年未満)	関係市以外
選定墓所の範囲	新規墓所	新規墓所	新規墓所 (一部除く)
	返還墓所	返還墓所	返還墓所
	芝生墓所	芝生墓所	
永代使用料	通常	5割増	5割増

関係市とは・・・守口市、門真市、大東市、四條畷市の4市です。

※使用許可日より3年以内に巻石を設置しなければなりません。(芝生墓所を除く)

申込方法

組合事務所の窓口へ必要書類を添えて申込ください。先着順での受付です。

(受付開始時間の 9:00 までに申込者が複数おられる場合は抽選となります。)

※現地墓所へのご案内はできません。必ず事前に現地をご覧になり、ご希望の墓所を確認しておいてください。

申込必要書類

1. 墓所使用許可申請書（組合窓口にてお渡しします。）
2. 誓約書（組合窓口にてお渡しします。）
3. 申請者の住民票（本籍地、転入届日が記載された、発行日から 3 カ月以内のもの。マイナンバー記載のものは不可）
※関係市資格で申込される方で、申込時に住民票を持参されない方は、関係市に在住していることを確認できる書類を持参してください。住所が確認できない場合は関係市民限定の墓所を申込することはできませんので、ご注意ください。
(確認書類の例：運転免許証、公共料金の領収書など)
4. その他：事情によって、新たに書類の提出をお願いする場合があります

使用料等のお支払方法、使用許可

書類審査が済み次第、納入通知書を郵送します。

納入通知書に記載の取扱金融機関窓口、または組合事務所で期限までに納入してください。

■ お支払いいただく費用について

いずれも納入期限は選定日から約 2 週間後となります。

○ 永代使用料

永代使用料は、申込された墓所について、祭祀を承継される方のお申し出が続く限り、墓所を使用いただくための使用料です。関係市内に住所を有する期間が 2 年を経過していない場合や関係市外の場合は、5 割増となります。

○ 維持費（「長期分納(20 年分)」または「短期分納(3 年分)」のいずれかを選択してください。）

維持費は、園内の道路・墓参路・公園・街路樹等といった共用部分全体を維持管理する費用で、個々の墓所内の清掃等に要する費用ではありません。各墓所内の除草や清掃などの管理は、各自でおこなってください。

※維持費の金額は、必要に応じて改定されることがあります。

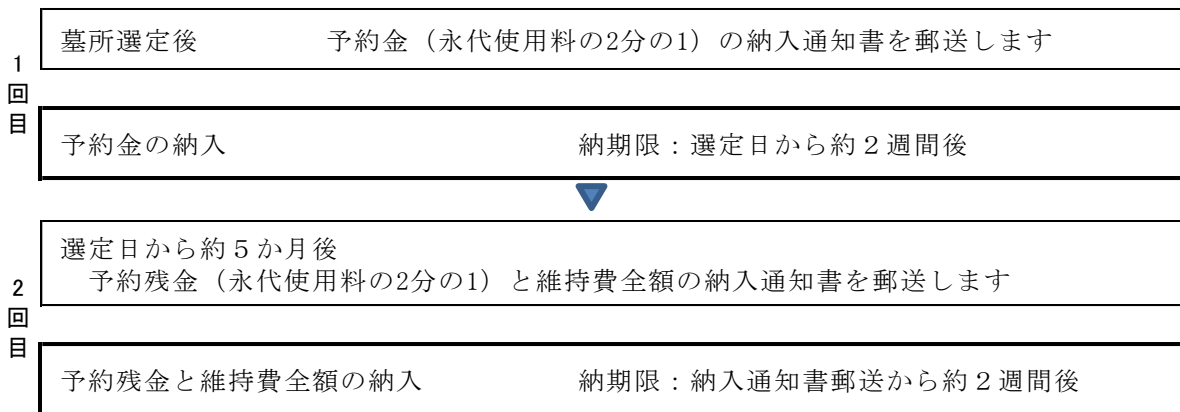
■ 予約制度(予約払い)

永代使用料、維持費を 2 回分割でお支払いいただく制度です。

予約申込をされる場合は、墓所使用許可申請時に組合窓口でお申し出ください。

使用許可の予約をされた扱いとなり、永代使用料の全額と維持費を納入し、使用許可されるまでは、墓所を使用すること（墓碑等の工事や遺骨を埋蔵するなど）はできません。予約残金等の納入時期を繰り上げることはできませんので、埋蔵時期等について十分ご考慮いただいた上でご利用ください。

なお、関係市（居住 2 年以上）の資格で申込された方が、使用許可になるまでの間に関係市外へ転居されますと資格条件が変わるため使用許可を取り消す場合があります。



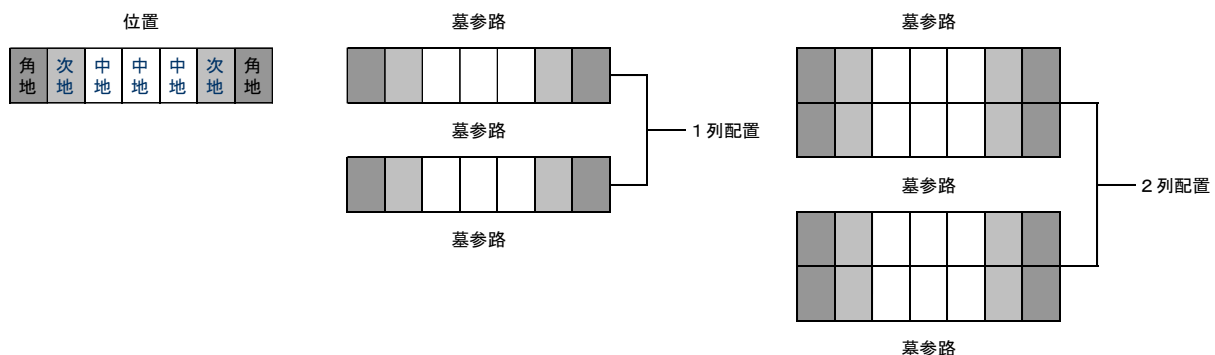
■ 使用許可（お支払から約2週間後）

入金確認後、使用許可した証として「墓所使用許可書」・「埋蔵歴記録帳」を郵送します。

「墓所使用許可書」・「埋蔵歴記録帳」は墓所の使用权を証するもので、手続の際に必要になりますので、大切に保管してください。

使用許可した墓所は、どのような事情があっても変更することはできません。

墓所の位置・配置等



■ 使用履歴(返還墓所)

「既」・・・既使用 以前に納骨、石碑等の建立があった墓所

「未」・・・未使用 巻石を施工しただけ、または何もしなかった状態の墓所

■ 巻石(返還墓所)

募集墓所一覧表（別紙）の巻石欄「有」については、資源の有効利用を考え、墓所返還時の撤去義務を免除したもので、前使用者が設置した巻石が残されている墓所です。

現状での引き渡しですので、使用を希望される場合は、巻石の状態を確認いただいた上でお申込みください。以後は墓所使用者の所有物となり、管理及び維持補修等の負担は墓所使用者の責任によって行っていただきます。

既設巻石を撤去し新しく巻石を設置される場合は、組合の負担で既設巻石を撤去します。

■「墓所使用許可申請書」の記入例

申請書等は次の記入例を参考に、赤枠の中だけ記入してください。

(住民票をご確認のうえ、 内のみご記入ください。裏面のご記入も忘れないでください。)

令和 年 月 日					
【1-1】					
墓 所 使 用 許 可 申 請 書					
飯盛霊園組合 管理者 宛				申込墓所 (○ 区 △ 列 □ 号)	
申 請 者	本 籍	四條畷市大字下田原2951番地			
	住 所	575-0012 四條畷市大字下田原448番地			
	電話①	0743-78-1195		電話②	090-1234-5678
	フリガナ	イイモリ	タロウ	フリガナ	
	氏 名	飯盛	太郎	通称名	
外国人の方で通称名をご使用の方はご記入ください。					
生年月日	明・大 昭 ・平・令 43 年 3 月 17 日生				

飯盛霊園条例施行規則第3条1項の規定により、下記のとおり申請します。

使 用 墓 所				面 積		
				間口 (m)	奥行 (m)	㎡
使 用 料	基 本 金 額	増 徴 額			計	調 定 番 号
	1㎡当り					
記入しないでください						
維 持 費		1㎡当り				
					円	円
合 計 金 額						円
添 付 書 類		(1) 住民票の写し (本籍記載)				
		(2) その他 (必要に応じて組合が請求する書類)				

決 裁 欄							
上記のとおり墓所の使用を許可する。							
受付番号	第	号	起 案	令和 年 月 日	決 裁	令和 年 月 日	
課 長	課長補佐	主 任	主 査	係	受 付	使用許可年月日	令和 年 月 日
						許 可 番 号	第 号
電 算 処 理		受付	検証			契 印	

(お願い) ☆かい書で正確にわかりやすくご記入ください。

☆氏名、住所等は住民票に記載されている正式名をご記入ください。

■「申込の事情等について」(墓所使用許可申請書裏)の記入例

申込の事情等について

① 墓所申込目的(いずれかに○)

A 自分と家族の将来のため (③へ進んで下さい)

B 現在、祭祀しているご遺骨がある(下の()にご記入の上、②へ進んで下さい)

ご遺骨(故人)のお名前(**飯盛 正雄**)続柄(**父**)

② 現在のご遺骨の保管方法(いずれかに○)

A 自宅で保管

B 他の墓所等の納骨施設に埋蔵もしくは収蔵

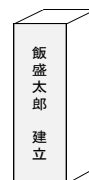
③ 石碑等の家名、建立者名

将来、石碑等を建立される際の家名、建立者名をご記入ください。(家名を記すことは必須ではありません。)

※使用者以外の家名、建立者名は原則許可できません。特別なご事情等がある場合は組合へご確認ください。

家 名(**飯盛 家**)

石碑等建立者名(**飯盛 太郎**)続柄(**本人**)



④ ご親族関係について

今後の埋蔵や承継の際に参考にさせていただくため、下記のお名前、続柄(妻、長男等)をご記入ください。

■将来埋蔵予定				
配偶者	(飯盛 花子)	続柄:	妻	()
子	(飯盛 一郎)	続柄:	長男	() (続柄: ())
	()	続柄:	()	(続柄: ())
■将来埋蔵予定なし				
配偶者	()	続柄:	()	()
子	(飯盛 次郎)	続柄:	二男	() (続柄: ())
	(嶋山 愛子)	続柄:	長女	() (続柄: ())
■将来埋蔵予定(予定なしの方は記入の必要はありません)				
兄弟姉妹	()	続柄:	()	(続柄: ())
	()	続柄:	()	(続柄: ())

⑤ 維持費のお支払い方法(いずれかに○)

A 長期分納維持費 (20年分)

B 短期分納維持費 (3年分)

⑥ 墓所位置照会(いずれかに○)

霊園窓口ではお墓の場所をお探しの墓参者に「墓所位置照会業務」を実施しております。

A 照会業務を希望

B 照会業務の停止を希望(ご親族の方であっても墓所情報をお答えできません。)

■ ご使用の注意事項

飯盛霊園の利用者は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「同施行規則」、「飯盛霊園条例」、「同施行規則」等に定める規定を遵守しなければなりません。

○ 使用の制限

霊園の諸施設は、利用者が自ら祭祀を行う者の祭祀を行う目的以外に使用することはできません。

使用墓所を他の者に貸したり譲渡したりすること、共同で使用することはできません。

○ 埋蔵物の制限

墓所には次の物以外は埋蔵することができません。

- 1 焼骨
- 2 遺髪、爪等
- 3 焼骨を埋蔵してあった部分の土

○ 使用権の承継

利用者の死亡により祭祀を引き継ぐ場合は、速やかに承継申請し許可を受けてください。

承継手続は原則として、利用者が死亡してその祭祀を引き継ぐ場合でなければ受付することはできません。

○ 使用許可の取消

次に該当するような場合は、使用許可を取り消すことがあります。使用許可が取り消された場合、利用者は使用墓所を原状に復し組合に返還しなければなりません。

- 1 使用許可を受けた目的以外に使用したとき
- 2 使用許可を受けた日から囲障（巻石）を設置しないで3年を経過したとき
- 3 維持費を納入期限から4年を過ぎても納付しないとき
- 4 使用墓所を転貸し、または使用権を譲渡したとき
- 5 その他、法令・条例・規則等に違反したとき

○ 使用権の消滅

次のような場合は使用権が消滅します。

- 1 利用者が死亡された日から4年を経過しても、承継者（祭祀を主宰する方）から申請がないとき
 - 2 利用者の住所が不明となって7年を経過したとき（届出住所に郵便物等が届かない状態を含みます。）
- （使用権が消滅した場合は無縁墓所とみなし、埋蔵遺骨の改葬をおこない所在物件を移転することがあります。）

○ 維持費について

維持費は、霊園の広場、園路、樹木等共用部分全体を維持、管理するための費用等に充てるもので、個々の墓所内の維持管理に要する費用ではありません。従いまして使用墓所内の清掃および墓碑等の管理は各利用者ご自身でおこなってください。

「短期分納（3年分）」と「長期分納（20年分）」のいずれかを選択し前納していただきます。

維持費を納入された場合は、墓所使用許可書の維持費欄に納入事項の記入を受けてください。

なお、維持費の金額は、必要に応じて改定される場合がありますが、この場合でも、すでに納められた期間の分については、追加請求はいたしません。

○ 墓所内の清掃等について

使用墓所内を常に清掃し、清潔に保つよう心掛けてください。墓所内に植樹する場合は、落葉や根などにより近隣の墓所に迷惑がかからないよう十分な管理をしてください。

また、墓所内に生えた雑草等が伸びると近隣の墓所に迷惑がかかることにもなりますので、墓石を建立していない場合でも、除草するなどの手入れをしてください。

設置された巻石や霊標等も年月を経ると傾いたりするなどして、周囲に危険を及ぼすような場合があります。墓所内に設置したものが他人に危険を及ぼす恐れがある場合は、すみやかに修理するようにしてください。

○ 不要墓所は返還してください

他の霊園を確保したり、遠隔地に転宅したりするなどの理由で本霊園の墓所が不要となりましたら、組合に返還の届出をお願いします。墓所の使用権は、親族間であっても譲渡したり転貸したりことは一切できません。

返還される際は、原則として原状に復していただく必要があります。

返還いただきますと、墓所の使用状態により、下記により既納の使用料を還付することができます。

使用許可時よりの経過年数	未使用の場合	既使用の場合
3年以内の年数	既納使用料の 3分の2 の額	既納使用料の 3分の1 の額
3年を超え6年以内の年数	既納使用料の 2分の1 の額	既納使用料の 4分の1 の額
6年を超える年数	既納使用料の 3分の1 の額	既納使用料の 6分の1 の額
維持費は長期分納維持費を納入されている場合に限り、使用期間分を年単位で差し引き、残額を還付することができます。		

注：「既使用」とは、石碑又は木標を建立した状態をいいます。巻石を施工しただけの状態は「未使用」として扱います。

○ 石材店について

当霊園では石材業者の指定制度や登録制度は採用していません。

当霊園の規則を守っていただける業者であれば全国どこの石材業者でも施工できます。ただし、当霊園で初めて施工する石材業者には、規則をお知らせする必要がありますので、事前に組合事務所へお問い合わせください。

霊園内での客引き行為は条例で禁止しています。霊園内で客引き等の迷惑行為にあわれた場合は、組合事務所にご連絡ください。

また、霊園内で市民の皆様が石材店に声をかけたりすることはお控えください。

○ 囲障（巻石）や墓碑等の設置工事について

墓所に建立される墓碑等については、その寸法や刻入文字に制限があります。石材業者との契約前に必ずこの制限を確認してください。

囲障（巻石）や墓碑等を設置する場合は、使用者と施工業者（石材業者等）との連名で施工の7日前までに臨時使用許可申請書等を提出していただきます。軽微な工事等であっても、工事をする場合は必ず申請が必要です。

石材業者に施工依頼されるときは、墓所使用許可書を確認のうえ、墓所使用者名、墓所番号、許可番号などを正確にお伝えください。

お盆・お彼岸の期間中、年末年始、土、日、祝等は、墓参者の事故防止のため、工事施工は禁止しております（工事はできません）。ご了承ください。

※ 墓碑等工事に必要な書類

「霊園臨時使用許可申請書」

「墓石等建立図」

「CAD図面等の詳細図」等

○ 墓石等に刻入する文字について

「墓碑等には、建立者として墓所使用者の姓名を記し、家名を記すときは、墓所使用者の姓とする。」

これ以外の者を記す場合は、事情によっては許可できない場合があります。墓所使用者以外の方の姓名や墓所使用者以外の姓で家名を記す場合は、事前に必ず組合に確認をし、許可を受けてください。

霊標への故人名の刻入など、墓所使用者以外の姓名を墓碑等に刻入する場合は、図面に墓所使用者との続柄を記入してください。使用者との続柄が確認できない場合は申請を受理することができませんので、ご注意ください。

直系親族以外の者を刻入しようとする場合は、祭祀の事情を確認させていただきますので、事前に必ず組合に確認をして、許可を受けてください。事情によっては許可することができない場合がありますので、ご注意ください。

○ 墓碑等を設置する場合の制限

飯盛霊園墓碑等設置基準表

区	列	種 別	囲障(巻石)の高さ (組合の定める基準点より)	墓碑の高さ (巻石上面より)	玉垣の高さ (巻石上面より)	植 栽	
1 区	全域	平面墓所	50cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下	
2 区	全域	規格墓所	基準図（１）による			設置できない	50cm以下
3 区	1～24列	平面墓所	50cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下	
	25～28列		30cm 以下				
4 区	1～28列		50cm 以下				
	30～35列		30cm 以下				
5～6区	全域						
7 区	12列以外						
7 区	12列	壁型墓所	基準図（２）による			設置できない	50cm 以下
8～11区	全域	平面墓所	30cm 以下	2m 以下※	50cm 以下	2m 以下	
1 2 区	1・4 7～10列						
1 3 区	1・4列						
1 2 区	2・3 5・6列	スロープ 墓 所	施工参考図による				
1 3 区	2・3 5～9列						
1 3 区	12・13列	芝生墓所	設置できない	基準図（３）による	設置できない	植栽できない	

※他所より移転するものを除く

(1) 囲障(巻石)は境界からそれぞれ1 c m以上控えて設置してください。

(2) 囲障の基準点は、全体の景観や排水傾斜等を考慮して組合で定めています。

地形によっては、仕上がりが階段状になる箇所や、隣接墓所と高さを合わせるために基準以上の寸法(高さ)を必要とする場合がありますので、あらかじめ組合に基準点の確認をしてください。

墓参路 GL から巻石上面までの設置高は、地形によって異なります。組合の指示に従って設置してください。

(3) 既に設置されている囲障等が基準以上の寸法で施工されていた場合でも、新たに設置する場合は現在の基準に合わせて施工してください。

(4) 他所より移転する墓石が組合の規格を超える場合は、墓石が現在設置されている状態の写真を添付してください。

(5) 墓所内に設置する付属品の高さ制限は、墓碑の高さを基準としますが、その設置物が囲障(巻石)の上面にかかる場合は玉垣の高さ制限を適用します。

灯籠や霊標などを設置しようとする時、土台部分が囲障内にあっても傘部分などが囲障上の空間にかかる場合は、玉垣の制限高を適用し、基準外の施工となり許可することができませんので、設置位置については事前に十分確認してください。ただし、介助を目的とする設置物(手すり等)についてはこの限りではありません。

(6) 巻石と玉垣を一体のデザインで作る場合は、囲障の制限高と玉垣の制限高の合計を施工の上限としますので、事前に組合にご相談ください。

※高さが玉垣の制限高以内のものは巻石上面に設置できますが、万一設置物の角が墓参者に触れたりした場合、ケガをする恐れもあります。危険防止のため極力内側に控えて設置していただきますようご協力をお願いします。

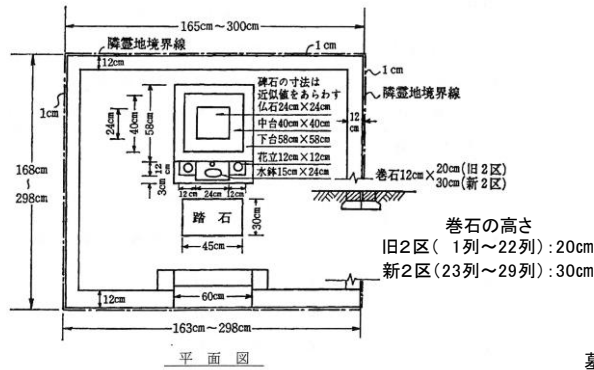
※1 区の 1.2 m²墓所については、例外として巻石上面に霊標を設置することができます。

(7) 使用墓所内に犬、猫等のペット類の埋蔵を想起させるようなモニュメント類の設置、刻入等は一切できません。

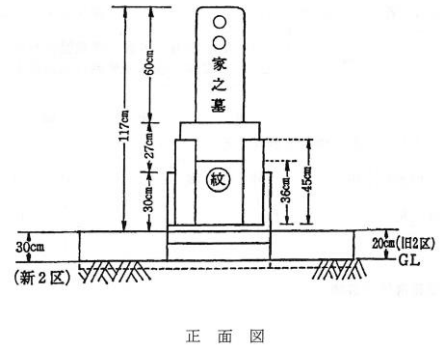
(単なるオブジェとしての設置は可)

基準図(1) 規格墓所(第2区)における墓碑等建立基準図

第2区における墓碑等建立基準図(8寸型)



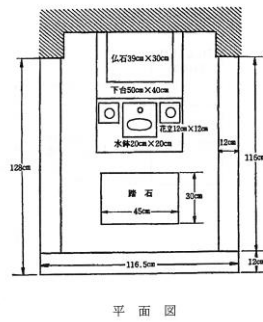
(注)
・本図面以外に取り付けることができるもの
・水子地蔵・霊標・塔婆立て・ローソク立て
・経机・供物台・物置台・線香立て



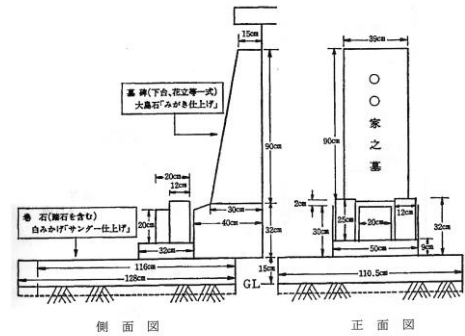
墓碑は前面墓参路に面して、周囲の高さに合わせて建立すること

基準図(2) 壁型墓所における墓碑等建立基準図

壁型墓地における墓碑等建立基準図



(注)
・本図面以外に取り付けることができるもの
・水子地蔵・霊標・塔婆立て・ローソク立て
・経机・供物台・物置台・線香立て

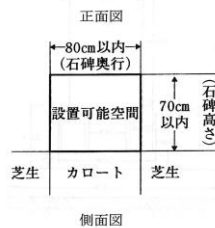
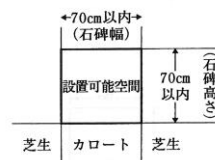
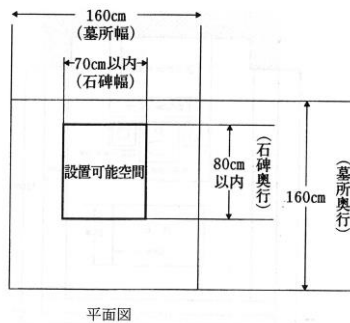


基準図(3) 芝生墓所における墓碑等建立基準図

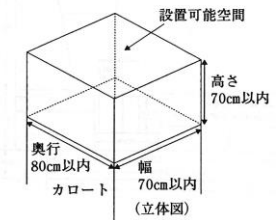
墓碑は前面墓参路に面して建立すること。

別紙図面Ⅲ

芝生墓所における墓碑等建立基準図

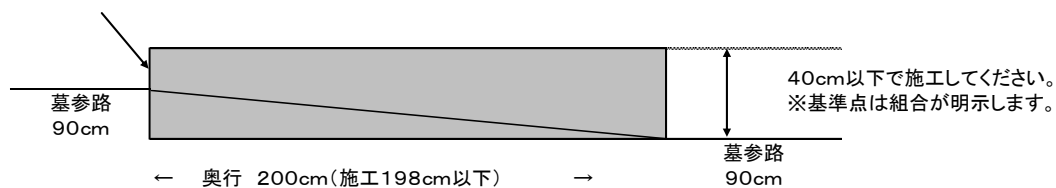


- 1 石碑等はカロート上部の設置可能空間内で設置してください。
(幅70cm、奥行80cm、高さ70cm)
- 2 花立、ローソク立て、水鉢等も上記設置可能空間内に設置してください。
- 3 上記設置可能空間以外に生垣、囲障等を設置したり、植栽をすることはできません。
- 4 ローソク立等、火気使用物を設置する場合は、火災にならないよう配慮したものを設置してください。
- 5 カロートの変更はできません。



施工参考図 スロープ墓所における巻石施工参考図

※巻石を水平施工した場合、後面の高さは、各墓所の傾斜によって異なります。



■ その他

○ 個人情報の取扱いについて

飯盛霊園では、墓地及び墓籍の管理に資する目的で、使用者の皆様から個人情報（プライバシー）をご提供いただく場合がございます。

ご提供いただきました使用者の方々の個人情報は、飯盛霊園のプライバシーポリシーに則り適切にお取り扱いいたします。

個人情報は、本来の目的にのみ利用し、原則としてご本人の同意なく第三者に提供するようなことはありません。

○ 墓所位置照会業務

墓参に来られたご親族の方が、墓地の位置が分からず、お困りの場合がございます。

このような場合、飯盛霊園では墓地管理の一環として、故人のお名前や使用者のお名前を確認し、ご使用の墓所をお応えする「墓所位置照会業務」を実施しております。

この業務を不要とされる使用者の方は、直接、組合事務所に「照会業務停止」のご連絡をいただきますようお願いいたします。

○ 「霊園だより」の発行について

使用者の方には、年に1度「霊園だより」をお届けします。

各種手続きなどに変更があった場合は、「霊園だより」やHPでお知らせします。

■ 合葬墓「虹の丘」への改葬制度について

使用許可を受けた使用者が、何らかの事由で承継者がなく、祭祀が絶えることが予想される状況となってしまった場合、使用中の墓所を返還し、「虹の丘」（飯盛霊園の合葬墓）への改葬を申請することができます。

「虹の丘」は承継者を必要としない新形式のお墓で、単身者や承継者のいないご夫婦等にも使用いただける埋蔵施設として、飯盛霊園組合が管理する墓所です。

■ 飯盛霊園条例 （抜粋）

（使用許可）

第4条 霊園を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

（使用の制限）

第5条 霊園の諸施設は、祭祀、工事等のために管理者の許可を得て臨時に使用する場合のほか、その本来の目的以外に使用してはならない。

（埋蔵物の制限）

第6条 墓所は焼骨の埋蔵の目的以外に使用してはならない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（公募）

第7条 管理者は、墓所の使用許可の申請、又は使用予約の申込みを受けようとするときは、霊園の名称、所在地、墓所の規模及び数等を公示して使用者を募集する。

2 一使用者の使用できる墓所は一区画に限る。

（使用権の承継）

第10条 墓所の使用権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する場合のほか、これを移転することができない。

2 前項の規定により、使用権の承継を必要とするときは、その旨を届け出て管理者の許可を受けなければならない。

（改葬又は移転命令）

第11条 管理者は、霊園の管理その他事業執行上必要があるときは、使用墓所の改葬又は別在物件の移転を命ずることができる。この場合において管理者は、使用者にその旨を予告し、替地及び改葬、又は移転に要する損失を補償するものとする。

（使用墓所の返還）

第12条 使用者は、使用墓所が不要となったときは、直ちにその旨を管理者に届け出るとともに、原状に復し、返還するものとする。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めたときは、現状のままで返還することができる。

(使用許可の取消)

第 13 条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 許可を受けた日から使用せず、又は碑表、若しくは囲障を設置することなく3年を経過したとき。ただし、別表第1の項に掲げる芝生(以下「芝生墓所」という。)を除く。
- (3) 4年間維持費を納付しなかったとき。
- (4) 管理者の許可なく使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) 法令、又はこの条例、若しくは、この条例に基づく指示に違反したとき。

2 使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、その場所を原状に復し返還しなければならない。

3 使用者が前項の措置を行わないときは、管理者においてこれを執行し、その費用を徴収する。ただし、管理者はやむを得ない事情があると認めたときは、これを徴収しないことができる。

(使用権の消滅)

第 14 条 墓所の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用権は消滅する。

- (1) 使用者が死亡した日から起算して4年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり、7年を経過したとき。

(無縁墓所の改葬)

第 15 条 前条の規定により使用権が消滅したときは、管理者は、その墓所を無縁墓所とみなし、管理者の定める場所に改葬し、又は所在物件の移転を行うことができる。

(許可書の交付及び手数料等)

第 18 条 管理者は、使用者に対し、規則で定める使用許可書を交付する。

- 2 墓所を承継使用しようとする者は使用許可書の書換えを、また使用許可書を紛失した者は、再交付を受けなければならない。
- 3 墓所に埋蔵、又は改葬をしようとする者は墓所使用許可書及び埋蔵歴記録帳を提示し、埋蔵又は改葬事項の記入を受けなければならない。
- 4 前2項に規定する書換え、若しくは再交付、又は埋蔵若しくは改葬事項の記入をするときは、次の区分により手数料を徴収する。

書替 1件につき 3,000 円

再交付 1件につき 810 円

埋蔵 1体につき 800 円 改葬 5体までごとに 800 円

(維持費)

第 19 条 使用者は、霊園の管理(墓所の清掃及び墓碑等の管理を除く。)に要する経費として、使用墓所の面積1平方メートルにつき、年額2,546円(芝生墓所にあつては墓所の清掃を含め、1区画につき、年額10,180円)の維持費を納付しなければならない。ただし、維持費を算定する場合において、使用墓所の面積に0.1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとし、当該面積に年額を乗じて得た額に、10円未満の端数が生じたときはその端数は切り捨てるものとする。

2 前項の維持費は、3年分又は20年分(以下「長期分納維持費」という。)ずつ前納するものとし、初回分については使用許可の際これを徴収する。

(既納の使用料及び維持費の不還付)

第 20 条 既納の使用料及び維持費は還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる額を使用者に還付することができる。

(1) 使用料については、使用者が使用許可を受けたのち、その墓所の全部を返還したときは、次の区分による額

経過年数	還付額	
	未使用の場合	既使用の場合
3年以内の年数	既納使用料の 3分の2の額	既納使用料の 3分の1の額
3年を超え 6年以内の年数	既納使用料の 2分の1の額	既納使用料の 4分の1の額
6年を超える年数	既納使用料の 3分の1の額	既納使用料の 6分の1の額

(2) 維持費については、長期分納維持費を前納した使用者に限り、その額から経過年数(1年未満の端数は1年とする。)分に相当する額を減じた額

(禁止行為)

第 22 条 霊園内において次の行為をしてはならない。ただし、管理者が管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 霊園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣魚類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 植物を採取し、又は樹木を折損すること。
- (4) 工作物を設けること。
- (5) 土地の形質を変更すること。
- (6) 客引き、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (10) 霊園をその用途外に使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者が禁止する行為

(罰則)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条又は第6条の規定に違反した者
 - (2) 第 22 条に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- 2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各項の過料を科する。

■ 飯盛霊園条例施行規則 (抜粋)

(施設の設置)

第4条 墓所の使用者(芝生墓所の使用者を除く。)は、使用場所の区画を明らかにするため、囲障を設置しなければならない。

2 墓碑等を設置する際は、墓碑等に建立者として使用者の姓名を記し、その墓碑等に家名を記すときは、使用者の姓とすること。ただし、管理者が特に必要と認めたときはこの限りでない。

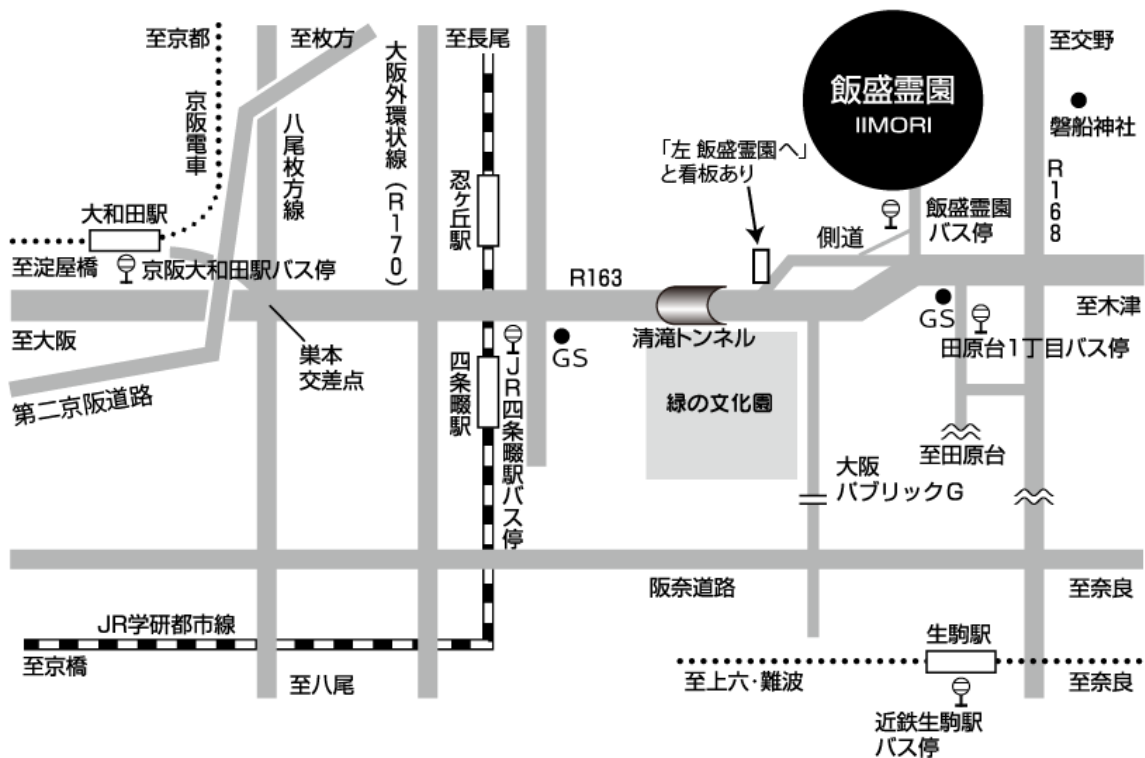
(埋蔵又は改葬及びその手続)

第 10 条 条例第6条に規定する埋蔵物は、次のとおりとする。

- (1) 焼骨
- (2) 遺髪、爪等
- (3) 焼骨を埋蔵してあった部分の土

2 使用者が埋蔵又は改葬するときは、墓所使用許可書に火葬許可証又は改葬許可証を添え、埋蔵許可申請書を管理者に提出し、埋蔵歴記録帳に、埋蔵又は、改葬事項の記入を受けなければならない。

案内図



- 国道 163 号線を木津方面へ 清滝トンネルを通過後、左側側道へ進んでください。
- JR 四条畷駅よりコミュニティバスで約 20 分
- 近鉄電車生駒駅発田原台 1 丁目行 奈良交通バス約 17 分（徒歩約 5 分）
- 京阪大和田駅より臨時バスで約 30 分（日曜、祝日、盆彼岸等運行）

飯 盛 霊 園 組 合

〒575-0012

四條畷市大字下田原 448 番地

電話 0743-78-1195（代）

ファクス 0743-78-1196

飯盛霊園組合ホームページ

<https://iimoreienkumiai.shijonawate.osaka.jp>